

2010年

旅行業健康保険組合 加入のご案内

協会けんぽ(旧政管健保)よりも断然有利

健康保険組合には
さまざまなメリットがあります。

- 保険料率・・・保険料負担が軽減されます
- 保険給付事業・・・保険給付が手厚くなります
- 保健事業・・・福利厚生が充実します

旅行業健康保険組合は、旅行産業界に働く事業主および社員とご家族の皆様の健康維持増進をはじめ、福利厚生向上を担うため、社団法人日本旅行業協会(JATA)を母体として昭和63年4月に国(厚生労働省)の認可を得て設立された、国に代わって健康保険を運営する公法人です。

1

協会けんぽ(政管健保)よりこんなにお得です。

健康保険組合では、財政状況に応じて組合独自で保険料率を決めることができます。

当健康保険組合では、保険料率を協会けんぽより低率の1,000分の80に設定しており、ご加入いただけました場合は年間で一人当たり56,420円も保険料負担が軽減される見込みです。

貴社の財政運営上、大変大きなメリットが得られることと確信しております。ぜひとも当健康保険組合への加入をご検討ください。

健康保険料がこんなに軽減されます。

●従業員平均月額32万円、賞与25万円を年2回支給しているケース

	当健保	協会けんぽ	その差
一般保険料率	8.0%	9.34%(注)	▲1.34%
年間保険料見込	347,200円	405,356円	▲58,156円

一人当たり 58,156円の軽減!!!

もし、100名の会社の場合なら 582万円の軽減!!!

介護保険料もこんなに軽減されます。

●従業員平均月額32万円、賞与25万円を年2回支給しているケース
(40歳以上)

	当健保	協会けんぽ	その差
介護保険料率	1.16%	1.5%(注)	▲0.34%
年間保険料見込	50,344円	65,100円	▲14,756円

一人当たり 14,756円の軽減!!!

(注)協会けんぽの料率改定は平成22年4月納付分から予定されています。

保険料負担軽減額計算方法

●健康保険料

(平均月額×12ヵ月+平均賞与額)×料率(9.34%－8.0%)×従業員数

●介護保険料(40歳以上)

(平均月額×12ヵ月+平均賞与額)×料率(1.5%－1.16%)×従業員数



2

保険給付に上乗せ支給があります

当健康保険組合では、法律で定められている法定給付の他に健保組合で独自で支給する次の付加給付があります。

● 出産されたとき

- ①一時金 本人 420,000円(法定)+70,000円(付加)
 家族 420,000円(法定)+70,000円(付加)

* 法定給付について、産科医療保障制度に未加入の機関で出産した場合は、390,000円となります。

- ②出産手当金 本人 日額の3分の2(法定)+日額の10%(付加)

● 万が一お亡くなりになったとき

- ①埋葬料 本人 50,000円(法定)+50,000円(付加)
 家族 50,000円(法定)+50,000円(付加)

3

福利厚生や健康維持増進事業が充実します。

- 人間ドック(35歳以上)が本人負担なしで受けられます。
(協会けんぽの場合は18,540円)

* 被保険者については、法定健診分4,200円を事業主様にご負担いただきます。

- 次の施設と法人会員契約をしており割引料金で利用できます。

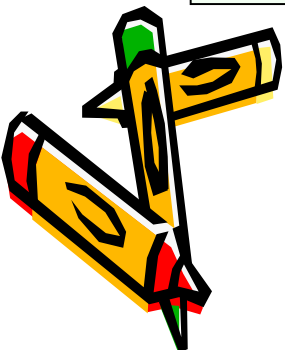
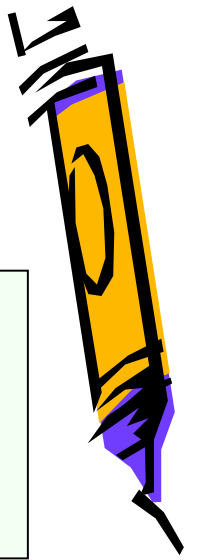
- ① スポーツクラブ(コナミ、セントラル、ルネッサンス)
- ② 遊園施設(東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパン)
- ③ 宿泊施設(リゾートトラスト) 等

- 直営保養施設「熱海伊豆山保養所トラビュー」が平日6,000円、休前日7,000円(1泊2食付)で利用できます。

- その他にも健康をテーマとしたイベントを多数用意しております。

- ① ハイキング
- ② ウォーキングキャンペーン 等

* 事業見直しにより変更する場合がございます。



加入要件と加入手続き

旅行業健康保険組合への加入(編入)に際しましては、組合規約第44条に定められている「旅行業法に基づく旅行業を主たる業とする事業所」・「ホテル(旅館)を主たる業とする事業所」・「観光事業を主たる業とする事業所」・「既に当健康保険組合に加入している事業所と連結決算の対象となる親会社・子会社・関連会社」のいずれかに該当するほか下の要件を満たしていることが必要になります。

加入要件

1. 事業主の社会保険制度に関する意識が高く、組合の運営に積極的に協力する意思を有していること。
2. 当該事業所の事業の内、旅行、ホテル、観光部門等に従事する社員数および売上高が、全体の概ね50%以上を占めていること。
3. 社員数が、概ね10人以上であること。
4. 事業所が設立されて、3年以上経過し、その間の収支が健全に推移し、円滑な経営が行われていること。
5. 過去3年にわたり、公租公課の滞納がないこと。
6. 当該事業所の加入(編入)により、組合の事業運営に支障をきたす恐れがないと見込まれること。
7. 10人未満の事業所にあつては、役員2名以上の推薦を得ること。

加入手続き

加入にあたっては、所定の書類(加入申出書、決算書類等)を提出していただき、組合会・理事会等で諮ることになります。承認後、約3ヵ月程度で厚生労働省(厚生局)から認可が下り、加入することができます。

加入に際し、特別な経費等は一切かかりません。

加入後の手続き

加入後、資格取得届などの通常の手続きについては、当組合に郵送等で提出していただくこととなります。年金事務所とは別の提出となりますが、それ以外は原則、現在と同じになりますので新たな手間が発生することはありません。

お問い合わせは

旅行業健康保険組合

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-8-4 第二東硝ビル3F

TEL03-3662-3101 FAX03-3662-3126

URL <http://www.ryokou-kenpo.or.jp/>

